

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
34	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

防府市は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山口県防府市長

公表日

令和8年10月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)の支給に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の特定公的給付として指定された「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)」の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務において取り扱う。【令和6年3月31日事業終了】
③システムの名称	無し
2. 特定個人情報ファイル名	
子育て世帯生活支援特別給付金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預金口座の登録等に関する法律第10条 ・番号法第9条第1項 別表135項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <div><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</div>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健こども部 子育て推進課
②所属長の役職名	子育て推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生活環境部 くらし安全課 電話番号0835-25-2194
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 保健こども部 子育て推進課 電話番号0835-25-2348
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	マイナンバー利用事務における下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等に対し、教育研修の実施及び事務取扱者への適切な監督を行っていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月11日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②部署	健康福祉部 子育て支援課	健康福祉部 こども家庭課	事後	組織改革
令和5年10月11日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子育て支援課長	こども家庭課長	事後	組織改革
令和5年10月11日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 健康福祉部 子育て支援課 電話番号0835-25-2348	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 健康福祉部 こども家庭課 電話番号0835-25-2348	事後	組織改革
令和5年10月11日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	定期見直しに係る修正 (軽微な修正)
令和5年10月11日	IIしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	定期見直しに係る修正 (軽微な修正)
令和7年1月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の特定公的給付として指定された「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)」の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務において取り扱う。	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の特定公的給付として指定された「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)」の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務において取り扱う。【令和6年3月31日終了】	事後	対象事務が終了したため
令和7年1月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預金口座の登録等に関する法律第10条 ・番号法第9条第1項 別表第一の101項	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預金口座の登録等に関する法律第10条 ・番号法第9条第1項 別表135項	事後	法令改正
令和7年1月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第二の121項 (情報提供の根拠規定) 情報提供は行わない	(情報照会の根拠規定) 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項 (情報提供の根拠規定) 情報提供は行わない	事後	法令改正
令和7年1月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部 こども家庭課	保健こども部 子育て推進課	事後	組織改革
令和7年1月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	こども家庭課長	子育て推進課長	事後	組織改革
令和7年1月27日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 連絡先	総合政策部 広報広聴課	生活環境部 くらし安全課	事後	組織改革
令和7年1月27日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉部 こども家庭課	保健こども部 子育て推進課	事後	組織改革
令和7年1月27日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和5年7月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和7年1月27日	IIしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年7月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和7年1月27日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	—	十分である	事後	様式の変更によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月27日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	—	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	様式の変更によるもの
令和7年1月27日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	—	9) 従業者に対する教育・啓発	事後	様式の変更によるもの
令和7年1月27日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	—	十分である	事後	様式の変更によるもの
令和7年1月27日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	—	特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等に対し、教育研修の実施及び事務取扱者への適切な監督を行っていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分である」と考えられる。	事後	様式の変更によるもの
令和7年12月26日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の特定公的給付として指定された「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)」の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務において取り扱う。【令和6年3月31日終了】	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の特定公的給付として指定された「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)」の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務において取り扱う。【令和6年3月31日事業終了】	事後	対象事務が終了したため
令和7年12月26日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	保健福祉総合システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー	無し	事後	定期見直しに係る修正
令和7年12月26日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ① 実施の有無	【 実施する 】	【 実施しない 】	事後	定期見直しに係る修正
令和7年12月26日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	(情報照会の根拠規定) 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項 (情報提供の根拠規定) 情報提供は行わない	—	事後	定期見直しに係る修正
令和7年12月26日	Ⅱ しい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年10月1日時点	令和7年12月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和7年12月26日	Ⅱ しい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年10月1日時点	令和7年12月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和7年12月26日	Ⅳ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	【 】接続しない(入手) 【○】接続しない(提供) 十分である —	【○】接続しない(入手) 【○】接続しない(提供) —	事後	定期見直しに係る修正
令和8年10月16日	Ⅱ しい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年12月1日時点	令和8年7月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和8年10月16日	Ⅱ しい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年12月1日時点	令和8年7月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和8年10月16日	Ⅳ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[] 委託しない	[○] 委託しない	事後	定期見直しに係る修正
令和8年10月16日	Ⅳ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	[]	事後	定期見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月16日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	マイナンバー利用事務における下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	定期見直しに係る修正
令和8年10月16日	IV リスク対策 9. 監査 実施の有無	自己点検	自己点検、内部監査	事後	定期見直しに係る修正